

「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正について

I 改正の目的

近年の金融市場において、証券の受渡しに係る期間の短縮化が促進され、また、資金の送金処理に係るリーガルチェックが増加するなど、その取り巻く環境が大きく変化してきており、一部の処理の遅れなどにより、緊急な資金繰りが必要な状況が発生し、事故となりかねない状況が潜在的に増加してきているところである。

このような状況を踏まえ、今般、「投資信託等の運用に関する規則」第 15 条第 1 項第 9 号の資金の借入れの条文に「事故処理に伴う資金手当て」をその目的として追加することについて、検討を重ねてきた。

この度、これら検討の結果、成案を得られたことから、「投資信託等の運用に関する規則」等の一部改正を行うこととする。

II 主な改正の内容

1. 「投資信託等の運用に関する規則」

(1) 委託会社が行う資金の借入れの目的に、「事故処理に伴う資金手当て（当該投資信託財産に借入れ金利を負担させないものに限る。）目的」を追加する。

(第 15 条第 1 項第 9 号)

2. 「投資信託等の運用に関する規則に関する細則」

(1) 事故処理に伴う資金手当て（当該投資信託財産に借入れ金利を負担させないものに限る。）を目的とする借入れは、投資者本位に資すると考えられるやむを得ない事故処理に係る借入れとし、この場合の借入れは、当該投資信託財産の事故処理に伴う対応に必要な範囲の借入期間及び借入限度額とすることを規定する。

また、当該借入れの事例として、以下の事例を挙げる。

①ファンド・オブ・ファンズの銘柄組替えにおいて、別銘柄の買付代金の支払いに、組入れ投資信託の売却代金の入金を見込んでいる場合における当該売却代金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ

②ファンド・オブ・ファンズの分配金の支払いに、組入れ投資信託の分配金の入金を見込んでいる場合における当該分配金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ

③証拠金の受領額を当日の資金繰りに見込んでいる場合における当該証拠金の入金遅延に伴う資金手当てを目的とする借入れ

(第 4 条第 3 号)

III 実施日

規則等の改正は、平成 30 年 6 月 13 日から実施する。

以 上